第

2962

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\frown}{A}DAS}{U-\vec{y}_{7}Z_{7}\vec{5}\vec{7}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 2月10日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 少額減価償却資産の特例の改正

A:損金算入できる金額に限度額が設けられました。

【解説】

現行の税制では、少額減価償却資産の取扱いについて、次のようになっています。

① 一時償却

法人税法では、取得価額が10万円未満の減価償却資産については、取得・事業供用時の 損金とすることができるとされています。

② 一括償却

同じく、法人税法では、取得価額が20万円 未満の減価償却資産については、一括して3 年で償却することができるとされています。

③ 即時償却

租税特別措置法では、中小企業が取得した 30万円未満の減価償却資産については、事業 供用年度で一時の損金とすることができると されています。

つまり、中小企業の場合、30万円未満のものであれば、現行の税制であればいくらでも損金算入できるのですが、これが今回の改正で取得価額の合計額が300万円に制限されることとなり、これを超える部分については対象とされないこととなったのです。

施行予定日は、この4月1日です。取得予 定がある会社は、前倒しの取得を検討してみ てはどうでしょう。







